



農業委員会の取組

農業委員会とは

農業委員会は、その最も重要な業務である「農地等の利用の最適化の推進」を中心に、農地法に基づく農地の権利移動の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行するための委員会であり、教育委員会や選挙管理委員会などと同様に、行政委員会の一つとして市町村に設置されています。

上毛町農業委員会は、14名の農業委員及び8名の農地利用最適化推進委員で構成されており、今年の7月20日に農業委員が、8月9日には農地利用最適化推進委員が新たに選任され、令和9年7月19日まで3年間の任期が始まりました。委員はそれぞれ担当地区・地域があり、協力して業務に取り組んでいます。



農業委員会の業務

農業委員会の業務は大きく4つに分類されます。

1 農業委員会の最重要業務とされる「農地利用最適化業務」

具体的には、農地を効率良く最適に利用するため、担い手とされる農業者への農地利用の集積・集約化、新規農業者の参入促進に取り組んでいます。また、遊休農地の発生防止・解消を目的として、農地の利用状況を調査するため、「**農地パトロール**」※を行なっています。

さらに令和5年4月からは、地域の農地を将来にわたって守り活かすための計画である、「**地域計画**」※策定のため地域の話し合いへの参加が役割に加わりました。

2 農地法等により農業委員会が行うとされている業務

農地の確保と有効利用を目的としており、代表的な業務が農地法の許可・認可業務などで、農地の所有権移転申請に対する許可や、農地を住宅や資材置場など農地以外へ転用する申請について、福岡県へ意見書を提出する業務が位置づけられています。「法令必須業務」とも言われています。

3 農業の担い手の育成・確保等に関する業務

町内で営農に取り組む認定農業者や集落営農組織の農地取得、利用権設定等に農業委員会も協力します。また、農業経営の法人化や農業者年金の加入を推進します。

4 農業者の代表として地域の課題解決へ取り組む

農業者との意見交換を行い、広く農業者の声をくみ上げて町へ意見を提出することが求められています。

※農地パトロール

農地が適切に活用されているか、遊休農地が発生していないか、無断転用がされていないかなど、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的として、農地を定期的に見回りしています。

パトロールの結果は農業委員会に取りまとめを行い、必要に応じて農地の利用意向調査や非農地判断等を行います。皆さんの農地へ立ち入ることや、お話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※地域計画

上毛町では、認定農業者の方や集落営農組織を人・農地プランの中心となる経営体に位置付けています。この人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づいて、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化したものですが、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法等により、「人・農地プラン」から「地域計画」に改められました。

地域計画では、認定農業者の方や集落営農組織を中心に農業者や地域の皆さんの話し合いによって、農地一筆ごとに10年後に誰がどの農地を耕作するのかを示した「目標地図」を作成し、計画と併せて公表します。地域の農業をより良い形で続けていくための手段ですので、策定後には継続して修正や更新を行います。

策定にあたって、農業委員、農地利用最適化推進委員には行政と現場の架け橋となって、現場の実態や意向を、地域計画に反映させる役割が求められています。

	担当地区・地域	氏名	役職
南吉富地区	宇野	坪根 和男	農業委員
	垂水	河津 圭一	農業委員
	吉岡・中村	越原 幸治	農業委員 会長職務代理者
	南吉富地区	矢岡 洋	農地利用最適化推進委員
	南吉富地区	水嶋 久夫	農地利用最適化推進委員
西吉富地区	矢方・尻高	中森 博通	農業委員
	緒方・成恒・大ノ瀬	宮秋 伸一	農業委員
	安雲・ハツ並	古原 修	農業委員
	西吉富地区	ハツ繁 秀也	農地利用最適化推進委員
	西吉富地区	前田 辰次郎	農地利用最適化推進委員
友枝地区	西友枝	小林 博一	農業委員
	土佐井	熊谷 由美子	農業委員
	東上・東下	常慶 崇裕	農業委員
	友枝地区	磯田 三好	農地利用最適化推進委員
	友枝地区	松川 清	農地利用最適化推進委員
唐原地区	友枝地区	谷上 重行	農地利用最適化推進委員
	原井	福田 政典	農業委員
	上唐原(南区)・百留	久保 博文	農業委員
	上唐原(北区)	別府 義一	農業委員
	下唐原	宮本 健一	農業委員 会長
	下唐原	久元 ますみ	農業委員
	唐原地区	山本 直子	農地利用最適化推進委員